

<報道発表資料>

「第49回衆議院議員総選挙」において投票所閉鎖後に送達した不在者投票について

令和3年10月31日執行「第49回衆議院議員総選挙」において、福島県内の投票所に送付された不在者投票用紙のうち、投票所閉鎖後に送達した要因等について、下記のとおり取りまとめましたので報告いたします。

記

1 投票所閉鎖後に送達した不在者投票の件数

120件 20市町村

◎ 内訳・詳細は【別紙】のとおり。

2 投票所閉鎖後に送達した不在者投票の要因とその件数

① 市町村選挙管理委員会に投票所閉鎖後に送達したもの。

◎ 【別紙】の市町村庁舎への送達日が11月1日以降のもの。

108件 20市町村

（不在者投票を実施した県外の指定病院から普通郵便で発送され（投函日不明）、送付先市町村の投票所閉鎖後に送達した1件（伊達市）を含む。）

◎ 【別紙】の※2参照

② 市町村庁舎には投票所閉鎖前に送達していたが、市町村選挙管理委員会において投票所閉鎖後に確認したもの。

12件（南相馬市） ◎ 【別紙】の※1参照

3 県選挙管理委員会の対応等

- ・ 今回の南相馬市選挙管理委員会が生じた事案（2②）を重く受け止め、本日付けで県内の市町村選挙管理委員会に対し、不在者投票の適切な事務処理についての注意を喚起する文書を発出いたしました。
- ・ 今後、不在者投票制度を分かりやすく周知するとともに、郵送期間を考慮して早めの投票等を働き掛けることについて、市町村選挙管理委員会と連携して対応してまいります。

担 当：福島県選挙管理委員会事務局 川俣・佐藤
県庁内線：2214（直通024-521-7062）
資料提供：令和3年12月3日（金）